

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第 8 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 公共工事（道路河川）の品質確保に関する履行状況の確認

所 管 所 属：建設局

通 知 日：令和 8 年 6 月 1 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	道路工事に用いる材料を適切に確認するよう改善を求めたもの 国道479号清水共同溝その他工事－2（抽出番号7）での工事材料の確認において、設計図書から工事材料を変更するに当たり、受注者から施工承諾願等の提出を受けた上で施工すべきところ提出を受けていなかった。 【指摘事項】 建設局は、受注者が書類提出しないまま施工しないよう監督職員が工事の進捗状況を把握した上で適切な指示を行うなど、工事監督マニュアルに定める材料確認の手順が徹底される仕組みを構築されたい。	・今回指摘を受けた『施工承諾願・材料承諾願』の取扱いについて、当該事業所の関係職員に対して令和 7 年 1 月 21 日に監督員会議（監督部署内の会議体）にて勉強会を実施した。 ・工事関係の重要書類の授受・適切な受注者への指導では『進捗・懸案報告資料』を試行的に運用し、令和 7 年 2 月より、各事業所の監督員会議を活用し、監督補助者（監督担当者）だけでなく、監督職員（課長級）、補助監督職員（係長級）が必ず参画し、以下の取組を実施した。 1）監督補助者に『進捗・懸案報告資料』として「施工プロセス」のチェックリストを用いて、『問題点・自己把握』及び『話す訓練』を実施する。（理解説明力の訓練） 2）『懸案・疑義』項目は、会議参画者を含む『複数の目』で確認し、監督職員・補助監督職員が主導的に関与し、解決に向けて受注者との協議を組織的に対応する。（プレイイングマネージャー化） 3）監督補助者に『事業の一環での工事監督業務である』ことを意識づけ、監督領域を固定させず、主導的・幅広に『自身の業務』として取込む必要があることを理解させる。（担当職員の多能工化） ・上記の会議体において、懸案・疑義が確認された場合、その重要度に応じて、監督職員・補助監督職員を含む複数名で、適切に工事履行ができるよう、受注者の現場代理人や監理技術者だけでなく、代表取締役まで指導するものとし、指導に応じない場合は『指示書の発出』や『工事の中止・中断』を視野に入れて、工事成績評定でも厳しく査定するなど、監督部署一体で取組んだ。 ・令和 7 年 2 月より工事監督マニュアルへの舗装路盤材に使用する材料の承認行為を試行的に追加し、承認行為の実行性について検証を行った。 ・上記マニュアル改訂案及び上記の会議体について検証した結果、問題がないことから舗装路盤材に使用する材料の承諾行為について、適切な事務処理を徹底するよう令和 7 年 11 月 11 日に局内周知を図った。 ・また、工事監督マニュアルを改訂し、令和 8 年 5 月 15 日に局全体に周知を行った。以降は、監督員会議における会議体の運用効果を PDCA サイクルにて確認・実施する。	措置済	令和 8 年 5 月 15 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	橋梁工事において塗膜除去する際の安全管理について改善を求めたもの 新御堂筋線西中島北高架橋(北行東側オフランプ)塗装工事(抽出番号9)での旧塗膜除去において、ベンジルアルコールを主成分とする剥離剤のSDSに記載された保護具を着用すべきところ、剥離等作業者が呼吸用保護具や保護眼鏡を適切に使用していない工事写真が複数枚検出された。 【指摘事項】 建設局は、現場確認表(チェックリスト)に剥離剤の有害性に関する安全確認項目を追加するなど受注者の安全管理体制を適時、確認する仕組みを構築されたい。	・塗装剥離剤の有毒性に関する認識について、当該事業所の関係職員に対して令和6年11月26日に監督員会議にて勉強会を実施した。 ・監督担当部署が受注者の安全対策の履行状況確認として、令和6年12月より剥離剤を伴う作業においては、施工計画書に安全対策状況の報告義務(写真の提出)とする記載を試行的に運用し、実効性の確認を行った。 ・なお、類似作業においては、監督職員(課長級)及び補助監督職員(係長級)、監督補助者(監督担当者)より、各受注者に対して安全対策を徹底させ、その都度、施工計画書への反映を指導する。 ・令和7年2月より工事監督マニュアルへの剥離剤有害性に関する安全確認を試行的に追加し、安全管理の実行性について検証を行った。 ・上記マニュアル改訂案を用いて検証した結果、問題がないことから剥離剤使用に関する安全管理について、有害性を含む剥離剤を使用する場合の安全管理を徹底するよう令和7年11月11日に局内周知を図った。 ・また、工事監督マニュアルを改訂し、令和8年5月15日に局全体に周知を行うとともに、厚生労働省の通知文書を庁内ポータルへ掲載し、監督担当職員の意識の浸透を図った。	措置済	令和8年5月15日